

一般社団法人日本糖尿病・生活習慣病ヒューマンデータ学会
年次学術集会 運営規程

(目的)

第1条 この規程は本学会が主催する年次学術集会の運営について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 年次学術集会とは、講演あるいは会員の研究発表等を通じ、会員の知識の啓発および研究成果の社会還元を目的とし、毎年1回定期的に開催する集会をいう。

(会長)

第3条 年次学術集会を運営するために、会長1名をおく。

(会長の選任)

第4条 会長の選任は理事会、評議員会及び社員総会において決定する。

2 会長の選任にあたっては臨床系研究者と疫学・データ科学系研究者をできる限り交互に選任する。

(会長の義務)

第5条 会長は年次学術集会開催にかかる業務を担当する。

2 会長に事故ある時は、理事会で代行者、または後任者を決定する。

3 会長は年次学術集会開催後、速やかに開催の報告書を理事会に提出する。

(会長の任期)

第6条 会長の任期は、就任後より当該年度に係る年次学術集会の終了時までとする。

(プログラム)

第7条 会長は、前会長及び次会長と相談・協力しながらプログラムを作成する。

2 プログラムの構成は一般公募、特別講演、シンポジウム、ランチョンセミナー、スポンサーセミナー及び公開講座などとする。

(開催日等)

第8条 年次学術集会の期日、期間、開催地、会場は会長が理事会、評議員会の承認を得るものとする。

(経費)

第9条 年次学術集会開催に要する経費は参加費、本学会からの助成金、共催企業ほかからの収入、企業展示の収入、他の団体からの補助金、寄付金などによって賄われる。

2 補助金、参加費等において剰余金が生じた場合は、剰余金を本学会事務局本部の銀行口座に送金する。

(謝礼)

第10条 講演に対する謝礼については次の通りとする。

(1) 本学会非会員 特別講演演者：5万円

(2) 本学会非会員 シンポジウム、ワークショップ 各演者：記念品贈呈。

(3) 海外招聘演者：10万円

(4) 本学会非会員座長：座長は原則として当会会員へ依頼する。

2 但し、会長が必要と認めた場合は上記の金額を変更することができる。

(旅費、宿泊費)

第11条 旅費、宿泊費については次の通りとする。

(1) 本学会非会員で会長が依頼した特別講演、シンポジウム、ワークショップなどの各演者および座長については、旅費を補助する。宿泊を必要とする場合は、宿泊費を補助する。但し、ランチョンセミナーの演者および座長については旅費・宿泊費を支給しない。

(2) 本学会会員の特別講演、シンポジウム、ワークショップ、ランチョンセミナーなどの各演者および座長については、旅費・宿泊費は支給しない。

(3) 海外からの招聘演者については、往復分の航空券を含む旅費および宿泊費を支給する。

(4) 本学会の会員が本学会の年次学術集会に併せて行われる会務に出席する場合は旅費及び宿泊費を支給しない。

(5) 旅費、宿泊費の支給基準は以下の通りとする。

① 旅費、宿泊費については、出発地および目的地との間の距離により算出するものとする。

② 出発地および目的地は、主要なターミナル駅もしくは空港を基点とする。

③ 出発地の基準は主たる勤務先とする。主たる勤務先を有さない場合は自宅とする。

④ 鉄道利用の場合は往復普通運賃、特別急行料金（新幹線を含む。グリーン席やグランクラスを除く指定席料金までを含む）を合算したものとする。ただし、100km以内の特別急行料金は認めない。

⑤ 航空機利用の場合は、普通席の往復または片道航空運賃ならびに空港までの往復交通費実費を合算したものとする。

⑥ タクシー代は請求対象外とする。また、自家用車の使用によるガソリン代、および高速代も請求対象外とする。

⑦ 天災その他のやむを得ない事由により経路または方法を変更せざるを得ない場合には実際の経路および方法により支給する。

⑧宿泊を必要とする場合は、一律一泊 20,000 円とする。

(参加登録)

第12条 年次学術集会に参加しようとするものは、参加登録をしなければならない。

(参加費)

第13条 年次学術集会に参加しようとするものは、参加費を納入しなければならない。

2 ただし、以下に該当する者など、会長が認めたものはこの限りではない。

(1)本学会非会員で特別講演、シンポジウム、ワークショップなどの各演者、座長：免除

(2)海外招聘演者：免除

(3)本学会賛助会員：申込口数1口につき、2名を招待とする。

3 参加費の金額については年次学術集会毎に会長が定めるものとする。原則として会員と非会員とで金額に差を設けることとする。

(一般演題の応募資格)

第14条 一般演題の応募者及び筆頭発表者は本学会の会員に限る。

2 本学会評議員、理事のもとであるいは一緒に研究している者は本学会の会員でなくても当該評議員などとの共同発表演題に限り学会に応募できる。当該評議員などは指導の責任を負う。採否は会長が判断する。原則として当該評議員などは本学会への入会の呼びかけを行うものとする。

(演題申込)

第15条 年次学術集会で発表を行おうとする者は、会長の指定する期日までに、発表内容等を所定の様式により申し込まなければならない。

(採否等)

第16条 年次学術集会に申し込まれた演題は、学術プログラム委員会が選出し、会長が承認した査読者により査読を行う。

(優秀演題賞の選定)

第17条 会長は一般演題の中から優秀演題賞を選定することができる。

2 授与対象者は、大会長が指名する審査委員からなる審査委員会において審査・決定し、審査委員は本学会の会員から、専門領域を考慮して大会長が指名するものとする。

3 受賞対象者は原則として会員のみとする。

(事務局)

第18条 会長は大会事務局を設ける。大会事務局は年次学術集会の全般的な企画や運営、進行管理などを担うものとする。

2 大会事務局とは別に、運営事務局を設けることができる。運営事務局は大会事務局のもとで運営に必要な実務を担うものとする。

(収支報告)

第19条 会長は原則として年次学術集会の開催終了後、速やかに収支報告書を理事会に提出する。

(銀行口座)

第20条 会長は原則として年次学術集会名義の銀行口座を開設する。

2 ただし、銀行口座開設が困難な場合などは本学会事務局で開設した銀行口座を利用することができる。

(守秘義務)

第21条 会長および各委員は採否確定前の演題等、審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはならない。

(規程の変更)

第22条 この規程は理事会の決議により変更できる。

(附則)

本規程は2024年12月21日から施行する。